

# 若手研修生がやってくる

佐生修郎（さしろう・しゅうろう）は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

**大谷翔平** 大変だ、大変だ、4月から若手のホープ山本君が研修生としてインドネシアに派遣されてくるって。さっき本社人事から連絡が入ったよ。

**佐生修郎** あの剛腕の由伸君だな。それは凄い人が来るね。でも、今までの会社の慣例だと、若手研修生はシンガポールに駐在していたよね。何故に今回はインドネシアでの研修に変わったのだい？

**大谷** シンガポールって国益にどうかどうかでビザ発給の可否が決まるでしょ。若手はスキル不足でシンガポールには不要だと思われていて、ビザ取得が難しい。円熟した超高度スキル保持者か、家政婦さんしか必要ないって言うのだよ。

**佐生** さすがは超合理的な国シンガポール。でも逆に、由伸君の凄いパフォーマンスを自国に取り入れる機会を失ったとも言えるけどね。

**大谷** インドネシアではどうなのさ？  
**若手研修生向けにも長期の就労ビザが取れるの？**  
**佐生** もちろんな取れる。でも懸念点はあるぞ。インドネシアでもシンガポールと同様に国益にどうかどうか審査されているからね。

**大谷** 大卒以上でなければだめとか、60歳以上ではだめとか、いろいろ制限があると聞いて

いるよ。

**佐生** 数年前、当時の新しい労働大臣規定下の現場運用で、学歴や年齢、職務経験の要件審査が極端に厳しくなったことがある。でも、継続的な陳情の甲斐あって、一部は既に緩和されているから大丈夫。今現在、駐在員向けの長期1年の就労ビザの要件は、左記のようになっている。

- (1) 学歴 不問
- (2) 年齢 不問
- (3) 職務経験 5年以上

**大谷** やばい、山本君は職務経験が3年しかないよ。どうしよう。

**佐生** まずは、知らんぷりして申請してみることにだ。インドネシアでは時々、現場の審査官が見逃して許可を出して来ることもあるからね。

**大谷** 随分、原始的な対応策だねえ。それで許可されてプロセスが進めば良いけど、否認されてしまったらどうなるのさ？

**佐生** 次の対応策を講じる。まずは、職務経歴書を拡充することだ。保有スキルや経験がインドネシアに役立つという事を最大限にアピールする。

**大谷** 学生時代のバイトも職務経歴として追加しちゃおうかな。  
**佐生** さすがは翔平君、柔軟だね。バイト経験を上手に書くと職務スタート年次が早まるからね。自社でだけの経験が職務経歴ではない。職務経歴書の年次の数字を直接に改ざんしてしまふよりは正当な方法だと思ふよ。

**大谷** もっとアピールしたい場合には？  
**佐生** 教育研修機関や技術認定機関が発行したライセンス証書、修了証も添付すべきだ。

**大谷** そして再度申請だね。でも、それでも否認さ

れたらどうなるの？

**佐生** 諦めてはいけない。労働省の下っ端審査官に何が判る、という心持ちで、上官へ陳情に行くのだ。その時には、職務経歴書やライセンス、修了証などの書類は勿論、山本君の特別なスキルや実績、それによるインドネシアへの貢献などをしたためた説明資料を準備して、それを基にしっかりと説明して理解してもらおうことが必要だ。

**大谷** 上官が理解してくれたら長期就労が許可されるのだね。でも、それなら最初からアピール書類を準備して一気に上官に陳情してしまつたらどうなの？

**佐生** さすがは若手の合理主義者、翔平君。そう考えるのは分かるが、現実はそのうならない。それは陳情ではなく特別な別ルート申請ということになってしまふ。それでは受け手の上官側も聴きづらいだろう。原則としては否認されてしまつたが、でも必要だからより権限のある人により高度な見地から高度な判断を委ねる。そのため直訴する。それが陳情だ。

**大谷** なるほど。机上で考えるより現実には複雑だつてことだね。では、最後に上官への陳情でも認められなかったらどうなるの？

**佐生** その時は、バックアッププランの発動だ。長期でだめなら短期で申請することになる。

**大谷** 短期は長期より要件審査のハードルが低い。インドネシアに長期居座るのでなく、任務が済んだらすぐに自国へ帰るから自国民の就労機会を奪わない、という理屈からだね。

**佐生** しかし、短期就労ビザは6カ月が最長だ。そ

**佐生修郎** 心得の条  
一 若手の研修生をインドネシアに受け容れる場合には、職務経験が5年以上あるかどうかに注意すること。  
5年未満の場合には、職務経歴書の拡充や追加資料などで審査突破を試みることに。  
二 要件審査で否認されても諦めず、手を変え品を変え申請トライすること。結果的に、否認された場合でも発動できるバックアッププランを持って臨むこと。

れに長期就労ビザと違って延長が出来ない。だから6カ月後には、再度、次の新たな就労ビザを申請しなおす必要がある。

**大谷** その時は、思い切つてまた長期就労ビザを申請してみる。

**佐生** そうだ。長期就労ビザが許可されたら善し、否認されたらバックアッププランを発動し、短期就労ビザで入国する。その繰り返しだ。

**大谷** 若手の研修生の受け入れひとつを採っても一筋縄では行かないのだねえ。  
**佐生** 一部の現地ビザエージェントが陰でやっているような書類の改ざんで事を進めた方が早く安く済むかもしれない。でも、経済合理性のみを追いかけるとは一線を画し、人間社会全体を考慮に入れた調和のとれた合理的解決策を見出す。それが日本人の矜持だと思ふよ。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタツフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。56歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿2」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

## 修郎先生の事件簿2



小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～